

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>	産業廃棄物税納入申告書		
山形県何総合支庁長 殿		年 月 日	
特別徴収義務者 住（居）所又は所在地 氏名又は名称及び代表者氏名 個人番号又は法人番号 電話 <u> </u> 番			
山形県産業廃棄物税条例第13条第1項の規定により、下記のとおり産業廃棄物税を申告します。			
最終処分場	所在地		
	名称		
登録番号	第 号		
月 別	課税標準たる重量（ア）	税 率（イ）	税 額（ア）×（イ）
年 月分	トン	1,000円／トン	円
年 月分	トン	1,000円／トン	円
年 月分	トン	1,000円／トン	円
合 計	/	/	円

- (注) 1 各月ごとに課税標準に関する明細書（別紙）を作成し、添付してください。
 2 課税標準たる重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。
 3 山形県産業廃棄物税条例第9条の規定により課税免除に該当することとなった産業廃棄物が最終処分場に搬入された場合は、その重量を（ア）の欄に外数で下段に括弧書きするとともに、当該課税免除に係る承認通知書の写しを添付してください。

課税標準に関する明細書

年 月分

最終処分場の名称				
区分	重量による搬入	容量による搬入 (重量による計測が困難な場合)		
産業廃棄物の種類	重量	容量 (ア)	換算係数 (イ)	換算して得た重量 (ア) × (イ)
燃え殻	トン	m ³	1.14	トン
汚泥			1.10	
廃油			0.90	
廃プラスチック類			0.35	
紙くず			0.30	
木くず			0.55	
繊維くず			0.12	
食料品製造業、医薬品製造業 又は香料製造業において原料 として使用した動物又は植物 に係る固形状の不要物			1.00	
と畜場においてとさつし、又 は解体した獣畜及び食鳥処理 場において食鳥処理をした食 鳥に係る固形状の不要物			1.00	
ゴムくず			0.52	
金属くず			1.13	
ガラスくず、コンクリートく ず及び陶磁器くず			1.00	
鉱さい			1.93	
工作物の新築、改築又は除去 に伴って生じたコンクリート の破片その他これに類する不 要物			1.48	
動物のふん尿			1.00	
動物の死体			1.00	
ばいじんであって、集じん施 設によって集められたもの			1.26	
廃棄物の処理及び清掃に関す る法律施行令第2条第13号 に掲げる産業廃棄物			1.00	
計	(ウ)			(エ)
合計 (ウ) + (エ)	トン			

(注) 1 明細書は、各月ごとに作成してください。

2 産業廃棄物の重量は、小数点以下3位未満を切り捨ててください。